構想期間

令和5年10月~令和12年12月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年10月

真庭市

目 次

第1	農業経宮基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	真庭市における農業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	真庭市の農業振興における関係機関等との協力・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	育成・支援すべき担い手の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	農地の流動化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	集落営農組織および女性農業者等の育成・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	認定農業者制度の推進および認定農業者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	先進的経営の基本指標および育成目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・・・	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	
	営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	適応地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	効率的かつ安定的な農業経営の類型および指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第20	の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	
	営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業	
	経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する	
	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	真庭市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3	関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・1	١1
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・	
	相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	∟ 1
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	票
	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・1	ւ 1
1	農用地の利用集積に関する事項・・・・・・・・・・・・・・1	
2	農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・・1	12

3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・13
1	利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・13
2	第 18 条第1項の協議の場の設置の方法、第 19 条第1項に規定する地域計画
	の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・19
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ
	の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・20
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う
	農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・23
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する
	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・24
第6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
別表	長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
別糺	氏1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
別糺	£2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 真庭市における農業の現状と課題

(1) 現状

本市は岡山県の北部に位置し、市の北部に広がる蒜山地域の高原地帯から、南部に広がる平坦地まで豊かな自然条件に恵まれており、高冷地の気候を生かした野菜や花の生産、蒜山地域を中心とした酪農、南部地域を中心としたぶどう等の果樹栽培など、地域の特性を生かした多様な農畜産物が生産されている。

(2)課題

本市の 2020 年農業センサスによる総農家数と農業従事者数、平均年齢、販売農家の経営耕地面積は 2015 年と比較して総農家数は 4,385 戸で 832 戸(16%)の減、農業従事者数は 6,382 人で 1,915 人(23%)の減、平均年齢は 63.4 歳で 2.8 歳の増、経営耕地面積で 3,146ha で 406ha(11%)の減と農家数、従事者数、耕地面積の減少と高齢化等が進み、個別経営体における経営規模の維持・拡大等が困難な状況にある。そのような中、今後、本市の農業が持続的な維持・発展を遂げていくためには、農業後継者の育成はもちろんのこと、新規就農者をはじめ、定年帰農者、あるいは集落営農組織、法人参入など、多様な農業の担い手を確保・育成していく必要がある。

(3) 対応方針

このような中、北部の蒜山地域においては、酪農を中心にしながら、高冷地の気候を生かした、野菜や花等の産地化を図る。また、狭小な農地が多いなど、個別経営が困難な山間地域では、特に、集落営農組織の確保・育成を推進する。また、比較的平野部に土地基盤整備済みのまとまった農地が広がる南部では、水稲を主としながら、一部では果樹や施設野菜等の園芸作物の栽培が盛んであり、今後は、果樹、園芸作物を中心に高収益の作目・作型を導入して産地化を図ることとする。

また、本市では、特に、営農条件に恵まれない山間地域において、耕作放棄地の増加 が顕在化しつつあり、周辺農地の耕作にまで支障を及ぼすことが懸念されることから、 これら耕作放棄地の防止・解消を含め、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図るこ とを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に 努めるものとする。

(4)農業生産(農業産出額)

農業算出額は近年、減少傾向にあり、令和元年では115億円となっているが、今後、 各種農業振興施策の実施により令和12年には、121億円の算出額を目指して取り組む。

2 真庭市の農業振興における関係機関等との協力・連携

本市は、将来の本市の農業を担う農業経営者の意向、その他、農業経営に関する諸条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な活動を支援することを旨とし、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、農業経営基盤強化促進事業及びその他の必要な措置を総合的に実施する。

また、本市は、既に設置されている真庭市農業再生協議会(以下「農業再生協議会」という。)が主体となって、晴れの国岡山農業協同組合真庭統括本部及び晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部(以下「農業協同組合」という)、真庭市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、農業普及指導センター及び美作広域農業普及指導センター(以下「農業普及指導センター」という。)等の協力・連携の下で、集落内において十分な話合いを行い、集落の農業あるいは集落自体を維持・発展させていくための将来展望を持ち得るよう支援する。また、望ましい経営を目指す農業者や、その組織などに対し、農業再生協議会が主体となって、農業経営の改善に向けた方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来の方向性について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業者の相互の連携が図られるよう支援する。

3 育成・支援すべき担い手の対象

(1)認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第12条の 規定により、市内で農業経営を営み、本市等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2)認定新規就農者

法第14条の4の規定により本市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3)基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体 (認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く)

- ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ 安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者(平成28年度以降再認定を受けていない者の中から確認)

(4)集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

法第 23 条に基づき、地域の農地の 2/3 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対

象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

(5) 今後育成すべき農業者

担い手に位置づけられていない経営体のうち、本市が今後育成すべきと考える経営 体

(6) 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。)

4 農地の流動化の推進

(1) 農地の集積・集約方針

本市は、農業経営の改善による望ましい農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業により経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本市及び農業委員会等関係機関が農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握・管理するとともに、農業委員などとの協力・連携を図りながら利用権設定等を進める。

また、これら農地の流動化に関しては、本市全域において土地利用調整を行い、集団化・連担化した良好な営農条件のもとで、担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業を中心に、利用権設定等促進事業等の活用により、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

さらに、水田農業等土地利用型農業を主とする集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が進んでいない集落においては、集落内の話し合いと合意形成を促進するために、農用地利用改善団体の設立等を推進する。

(2) 地域の実情に応じた水田農業の担い手への推進

地域での話し合いを進めるに当たっては、第1の3の(1)で定めた認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、あるいは集落営農の組織化・法人化といった、各々地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を明らかにすることができるよう支援する。特に、認定農業者等担い手の確保・育成が困難であると見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及・啓発を行い、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立等を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取組むことができるよう指導・助言する。

このような土地利用型農業における意欲的な農業経営の利用集積による経営規模拡大とともに、農作業受託等による実質的な経営規模拡大も促進する。

(3)施設園芸

施設型の集約的な農業経営については、農業普及指導センターの指導・助言の下に検討を行い、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入等を推進する。

5 集落営農組織および女性農業者等の育成・支援

(1)集落営農組織

集落営農組織は、農業従事者の減少及び高齢化等が進み個別的経営が困難な地域において農業経営を維持していく上で重要な位置づけを占めるものであることから、これら 集落営農組織の育成を図るとともに、当該組織全体の協業化・法人化等を進め特定農業 法人又は特定農業団体の設立を推進する。

(2) 女性農業者

本市内の農業の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同 申請を進め、認定農業者に占める女性農業者の割合を向上させるとともに、家族経営協 定の締結の推進や、あるいは集落営農の組織化・法人化についての話し合いの場に女性 の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進・支援 する。

(3) 多様な担い手

農村地域のコミュニティの維持・発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体のみならず、経営規模の小さい兼業農家、あるいは生きがいとして農業を営む高齢農家等についても役割を明確化するとともに、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化等の必要性について、理解と協力を求めていくものとする。

6 認定農業者制度の推進および認定農業者に対する支援

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の確保・ 育成に係る重要な施策の一つとして位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への 農地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的か つ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体 にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

本市は、農業再生協議会を中心に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、 生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理 の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行うとともに、 農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる改善に向け て当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に進める。

7 先進的経営の基本指標および育成目標

本市は、このような地域の農業の現状及びその将来的な見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域にお

ける他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(一経営体当たり概ね 400 万円)、年間労働時間(主たる農業従事者 1 人当たり 1,900 時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、本市における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営体数の現状及び目標は次のとおりとする。

現状(令和4年度末)

・先進的経営体(認定農業者) 206 経営体(うち法人 31)

・集落営農組織 42 組織(うち法人8)

※先進的経営体の法人数は集落営農組織の法人数を含む

目標(令和12年)

・先進的経営体(認定農業者) 235 経営体(うち法人 36)

・集落営農組織 47 組織(うち法人 7)

注釈:この章での「概ね」は8割とする。

本市においては年間5経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は12人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、北部地域における高冷地の気候を生かした野菜や花、南部地域を中心としたぶどう等の果樹などの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
- (1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

新規就農者の確保・定着目標や 21 世紀おかやま農業経営基本方針(以下「県基本方針」という。)に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間 750 人/5 年を踏まえ、本市においては年間 12 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,200時間以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(一経営体あたりの年間農業所

得200万円以上)とする。

また、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として経営を営む者の経営体数の現状及び目標は次のとおりとする。

現状(令和4年度末)

·認定新規就農者 20 経営体

目標(令和12年)

·認定新規就農者 60 経営体

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた真庭市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着までの段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条で指定された岡山県農地中間管理機構(以下「農地中間管理機構」という。)による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4)地域ごとに推進する取組

ア 真庭市北部

北部地区ではトマトを中心として、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター、蒜山農業公社と連携し、部会を中心としてトマトの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 真庭市南部

南部地区ではぶどう(ピオーネ、シャインマスカット等)を中心として、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携し、ぶどうの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

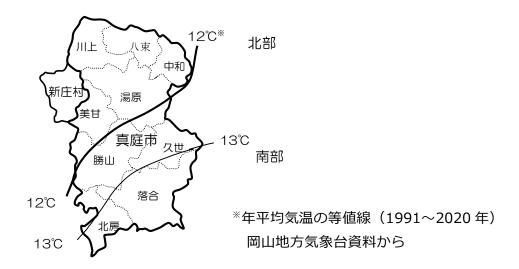
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 適応地域

本市は南北に広がりを持ち、標高差も大きく、気象・標高・地形条件も多様である ことから、年平均気温 12℃を境界に北部と南部に分けて、営農類型ごとに適応地域を設 定する。

- ・ 北部とは、年平均気温 12℃未満の地域(旧八東村、川上村、中和村、美甘村、湯原町)
- ・ 南部とは、年平均気温 12℃以上の地域(旧勝山町、久世町、落合町、北房町)

本市の年平均気温による地域区分図



2 効率的かつ安定的な農業経営の類型および指標

第1に示したような目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要

な営農類型を示すと別表のとおりである。

番号	営農類型	作 目	経営規模	適応地域
1	複合経営	水稲・大豆・作業受託	1,000a	全域
2	露地野菜	だいこん、キャベツ	550a	北部
3	複合経営	だいこん・水稲	800a	北部
4	露地野菜	なす・ほうれんそう・やまのいも	65a	南部
5	露地野菜	なす・白ねぎ	85a	南部
6	複合経営	トマト・水稲	75a	北部
7	複合経営	ミニトマト・白ねぎ	45a	北部
8	複合経営	ミニトマト・ぶどう・水稲	40a	全域
9	複合経営	きゅうり・しゅんぎく	27a	南部
10	果樹類	ぶどう	40a	南部
11	果樹類	ぶどう	50a	南部
12	果樹類	なし・ぶどう	60a	南部
13	複合経営	ぶどう・白ねぎ	70a	北部
14	複合経営	りんどう・水稲	100a	北部
15	複合経営	小ぎく・水稲	100a	全域
16	複合経営	ソリダゴ・水稲	120a	北部
17	複合経営	小ぎく・白ねぎ	70a	南部
18	酪農	ホルスタイン	50頭	全域
19	酪農	ジャージー	50頭	全域
20	肉用牛	黒毛和種	60頭	全域
21	複合経営	黒毛和種・水稲	1,000a	全域
22	複合経営	茶・椎茸・水稲	300a	南部
23	複合経営	野菜・水稲・餅加工・味噌加工	130a	全域
24	複合経営	水稲・大豆・作業受託	2,500a	全域

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示すと別表のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的 指標を参考にすることとする。

番号	営農類型	作	Ħ	経営 規模	適応地域
1	施設野菜	トマト		20a	北部
2	花き・花木	りんどう、ソリダ	Ļ	30a	北部
3	果樹類	ぶどう(ピオーネ	、シャインマス	40a	南部
		カット)			
4	露地野菜	なす、ほうれんそ	う、白ねぎ	40a	南部
5	複合経営	ぶどう、白ねぎ		40a	北部

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるぶどう、トマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、岡山県農業経営・就農支援センター(以下「農業経営・就農支援センター」という。)、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、 先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 真庭市が主体的に行う取組

第1の7に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、新規就農者等確保計画に基づき、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

真庭市新規就農者等確保計画に基づき農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報(研修、空き家に関する情報等)の発信を行うとともに、就農希望者の受け入れ環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士、就農アドバイザー等、農業普及指導センター、岡山県青少年農林文化センター三徳園、県農業大学校等と連携・協力して、実践研修、経営・生活相談・技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市が中心となり、地域計画の策定に向けた話し合い等により、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、新農業経営者クラブやJA青壮年部活動、同世代の農業者との仲間づくり、交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営 分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及指導センター、農業協同組合、農業士、就農アドバイザー等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構等各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

また、蒜山農業公社を含め、関係者を調整し、農地利用の最適化と担い手の確保・育成 を図る市内の受け皿の整備に向けた検討を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互 提供

本市は、真庭地域農林業担い手育成確保対策協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 1 農用地の利用集積に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利

用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用の集積に関する 目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の集積に関する面積のシェアの目標	備	考
43%		

※目標年度は令和 12 年度とする

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

的に活用する。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。また、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条で指定された農地中間管理機構が実施する同法第2条で規定された農地中間管理事業も積極

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就 農促進を図る取組等を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「県基本方針」の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 地域計画推進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施 するものとする。
 - ア 北部および南部の平坦部で、土地改良事業を実施した地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施することにより、担い手を農地が集団化・連担化した良好な営農条件の下で効率的な生産が行えるよう努める。
 - イ 北部及び南部の山間地域の土地改良事業の未実施地区においては、特に農用地利 用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このこと によって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業 団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人 制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため の利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて (農地 所有適格法人にあっては、(ア)、(I)及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (I) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地 所有適格法人にあっては、常時従業者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(工)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必

要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設 定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認 められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)と して利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用すること ができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う 農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条 の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利 用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が 利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が 利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関 し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的 かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ ること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる 者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用

権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受け た後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別紙10の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の 許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、 農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組 んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨 を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する 能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、 賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及 び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は 名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農 用地を適切に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除を する旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次 に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (I) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地 ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、 質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有 する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が 20 年を超えない ものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する 者

の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意

を得ることで足りるものとする。なお、2分の1を超える共有持ち分を有する者を確知することができない土地(以下「共有者不明農用地等」という。)である場合は、 当該共有者不明農用地について共有持ち分を有する者であって確知することができない者について、農業委員会による探索及び公示の手続等を経ることとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借 賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当 該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域の おける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か つ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれ もがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、 農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に 係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用し

ていないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は 使用貸借の解除をしないとき。

- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に記載すること その他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借 又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
- (14) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方本市と県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と機構とが一体となって農地の集積・集約化を推進する連携体制を構築し、情報共有等を行うことにより農地中間管理事業の活用を促進する。
- 2 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項(協議の場の設置方法及び地域計画の区域設定)

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質 化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

本市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農用地利用改善事業の実施区域
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善 に関する事項
 - カ その他必要な事項

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定 款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基 本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程につい て本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用 規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な ものであること。
- エ (4)の①の工に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(特定農業法人を除き、特定農業法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の 委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地 について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体 が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認め

られること。

- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する 上で必要な条件の整備を図る。また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けき れない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるた め、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の 情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向 けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を 促進するための環境の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について の普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さら には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の 基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、 農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態 様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、土地改良事業による農業生産基盤整備の促進、あるいは農産物の集出荷施設等の農業近代化施設の導入などを推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本市は、ICT事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、 転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした 地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率 的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- エ 本市は、公共下水道整備事業等の推進を図ることにより、定住条件の整備を通じ、 農業の担い手確保に努める。
- オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営 基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月10日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 21 年 5月 13 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年2月9日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5 条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。

別表

(1)[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
①複合経営	〈作付面積等〉 水稲 = 6ha 大豆 = 4ha 作業受託(水稲刈取作 業) = 10ha 〈経営面積〉 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター(40ps) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥機(25石) 2台 ・田植機(4条) 1台 ・他 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・パソコンを活用した作業受 託管理(ほ場管理システム)	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	全域
②露地野菜	〈作付面積等〉 春だいこん=200a 夏秋だいこん=200a 〈経営面積〉 400a	〈資本装備〉 ・トラクター(24ps) 1台 ・トラクター(14ps) 1台 ・プラウ 1台 ・シーダーマルチャー 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部
	〈作付面積等〉 キャベツ (9~10月まき) = 150a 〈経営面積〉 150a	〈資本装備〉 ・トラクター(24ps) 1台 ・全自動移植機 1台 ・管理機 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・他 〈その他〉 ・2ha程度に集団化された農用地	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	
③複合経営	〈作付面積等〉 春だいこん = 200a 夏秋だいこん = 200a 水稲 = 400a 〈経営面積〉 800a	 (資本装備) ・トラクター(24ps) 1台 ・トラクター(14ps) 1台 ・プラウ 1台 ・シーダーマルチャー 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・他 〈その他〉 ・2 団地程度に集団化された農用地 ・水稲用のコンバイン、田植機は共同利用をすすめる。 ・水稲乾燥調製作業は農協等へ委託 	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
④露地野菜	〈作付面積等〉 なす = 20a ほうれんそう = 25a ヤマノイモ = 20a 〈経営面積〉 65a	〈資本装備〉 ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 一式 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 なすは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制、 休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
⑤露地野菜	〈作付面積等〉 なす = 15a 白ねぎ = 70a 〈経営面積〉 85a	〈資本装備〉 ·かん水装置 一式 ·トラクター(25ps) 1台 ·ロータリー(耕転幅 160cm) ·管理機(3PS) 2台 ·動力噴霧機 2台 〈その他〉 ·なすは共同選果を行う ·白ねぎは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制、 休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
⑥複合経営	雨よけトマト = 30a 水稲 = 45a 〈経営面積〉 75a	〈資本装備〉 ・パイプハウス(3,000㎡) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 一式 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する ・トマトは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
⑦複合経営	《作付面積等》 ミニトマト = 10a 白ねぎ = 35a 《経営面積》 45a	《資本装備》 ・パイプハウス(1,000 ㎡) ・かん水装置 一式 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(耕転幅 160cm) ・管理機(3PS) 2台 ・動力噴霧機 2台 〈その他〉 ・白ねぎは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制、 休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部
⑧複合経営	ミニトマト=10a ぶどう簡易被覆 =10a 水稲 =20a 〈経営面積〉 40a	(資本装備) ・パイプハウス(1,000㎡) ・果樹棚(1,000㎡) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 一式 ・他 〈その他〉 ・3団地程度に集団化された農用地 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	全域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
9複合経営	きゅうり(半促成) = 6a きゅうり(露地) = 15 a しゅんぎく(ハウス) = 6a 〈経営面積〉 27a	〈資本装備〉 ・パイプハウス(700㎡) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
⑪果樹類	ぶどう加温 = 10a ぶどう簡易被覆 = 30a 〈経営面積〉 40a	《資本装備》 ・パイプハウス(1,000㎡) ・果樹棚(3,000㎡) ・灌水装置 一式 ・動力噴霧機 1 台 ・バックホー(共同利用) 1/2台 ・作業場 1棟 ・軽トラック 1台 ・運搬車 1台 ・運搬車 1台 ・連風暖房機 1台 ・漁気装置 1式 ・循環扇 1台 ・値 (その他) ・2団地程度に集団化された農用地 ・ぶどうは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
⑪果樹類	ぶどう簡易被覆 = 5 0a 〈経営面積〉 50a	(資本装備) ・果樹棚 (5,000㎡) ・灌水装置 一式 ・動力噴霧機 1台 ・バックホー (共同利用) 1/2台 ・作業場 1棟 ・軽トラック 1台 ・運搬車 1台 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・ぶどうは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
②果樹類	露地なし=20a ぶどう簡易被覆=40a 〈経営面積〉 60a	〈資本装備〉 ・果樹棚 (6,000㎡) ・灌水装置 一式 ・動力噴霧機 1台 ・バックホー (共同利用) 1/2台 ・作業場 1棟 ・軽トラック 1台 ・運搬車 1台 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・ぶどうは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・ネットを活用した情報発信	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
③複合経営	ぶどう雨よけハウス =10a 白ねぎ=60a 〈経営面積〉 70a	 (資本装備) ・パイプハウス (1,000㎡) ・灌水装置 一式 ・動力噴霧機 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 (耕耘・土寄せ) 2台 ・軽トラック 1台 ・運搬車 1台 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・ぶどうは共同選果を行う 	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・ネットを活用した情報発信	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部
迎複合経営	りんどう = 50a 水 稲 = 50a 〈経営面積〉 100a	《資本装備》 ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・離水装置 一式 ・他 〈その他〉 ・3団地程度に集団化された農用地 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
⑤複合経営	小ぎく=40a 水 稲=60a 〈経営面積〉 100a	〈資本装備〉 ・育苗ハウス(150㎡) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 一式 ・自動選花機 1台 ・他 〈その他〉 ・3団地程度に集団化された農用地 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	全域
⑯複合経営	ソリダゴ = 60a 水 稲 = 60a 〈経営面積〉 120a	(資本装備) ・パイプハウス(6,000㎡) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 一式 ・電照器具一式 一式 ・他 〈その他〉 ・3団地程度に集団化された農用地 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する ・ソリダゴは共同選果を行う	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部
⑰複合経営	小ぎく 40a 白ねぎ 30a 〈経営面積〉 70a	(資本装備) ·育苗ハウス(150 ㎡) ·トラクター(25ps) 1 台 ·動力噴霧機 1 台 ·簡易移植機 1 台 ·灌水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	南部
(場酪農 (ホルスタイン)	乳牛成牛 = 50頭 育成牛 = 22頭 飼料作物 = 15ha 〈経営面積〉 15ha	 (資本装備) ・牛舎、堆肥舎 ・パイプラインミルカー ・バルククーラー ・バーンクリーナー ・トラクター(69ps) 1台 ・トラクター(66ps) 1台 ・ロールベーラー 1/3台 ・ラッピングマシーン 1/3台 ・他 〈その他〉 大型の飼料生産機械は共同利用、共同作業をすすめて生産の効率化とコスト低減に努める 	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・パソコンを活用した繁殖管 理	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・計画的なヘルパー利用	全域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
(野酪農 (ジャージー)	乳牛成牛 = 50頭 育成牛 = 22頭 飼料作物 = 15ha 〈経営面積〉 15ha	〈資本装備〉 ・牛舎、堆肥舎 ・パイプラインミルカー ・バルククーラー ・バーンクリーナー ・トラクター(66ps) 1台 ・トラクター(66ps) 1台 ・ロールベーラー 1/3台 ・カールベーラー 1/3台 ・他 〈その他〉 大型の飼料生産機械は共同利用、共同作業をすすめて生産の効率化とコスト低減に努める ・牛ラクター(60ps) 1台 ・ロールベーラー 1台 ・ラッピングマシーン 1台 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農 作業日誌記帳 ・パソコンを活用した繁殖管 理	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・計画的なヘルパー利用	全域
②肉用牛	黒毛和種 経産牛=60頭 育成牛=13頭 飼料作物=18ha 〈経営面積〉 18ha	〈資本装備〉 ・牛舎、堆肥舎 ・トラクター(60ps) 1台 ・ロールベーラー 1台 ・ラッピングマシーン 1台 ・他 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農 作業日誌記帳 ・パ゚ソコンを活用した繁殖管理	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入	全域
②複合経営	黑毛和種 経産牛=20頭 育成牛=5頭 飼料作物=4ha 水稲 =6ha 作業受託(水稲刈取作 業)=2ha 〈経営面積〉 10ha	 〈資本装備〉 ・牛舎、堆肥舎 ・トラクター(40ps) 1台 ・ロールベーラー 1台 ・ラッピングマシーン 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・他 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地 	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・パッコンを活用した繁殖管理	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入	全域

	•
c	ند
Č	ũ
1	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
②複合経営	茶 = 200a 椎茸 = 2,000本 水稲 = 100a 〈経営面積〉 3ha	〈資本装備〉 ・作業場 ・荒茶製造施設 一式 ・深耕用管理機 1台 ・摘採機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・他 〈その他〉 ・荒茶製造施設は共同利用とする。 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入	南部
②複合経営	野菜 = 30a 水稲 = 100a みそ加工 (加工量=5,760kg) もち加工 (加工量=17.5俵) 〈経営面積〉 130 a	〈資本装備〉 ・作業場 ・管理機 1台 ・パイプハウス 1台 ・餅つき機 1台 ・真空包装機 1台 ・発麹機 1台 ・発麹機 1台 ・呼噌くり機 1台 ・味噌くり機 1台 ・他 〈その他〉 ・水稲部門は集落営農組織へ参加する	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・ネットを活用した情報発信	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入	全域

(2)[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
❷複合経営	水稲 = 15ha 大豆 = 10ha 水稻作業受託 刈取作業 = 10ha 乾燥調製 = 10ha 〈経営面積〉 25ha	〈資本装備〉 ・トラクター(40 P S) 2 台 ・コンバイン(4条刈) 1台台 ・乾燥機(25石) 4台台・籾摺機(5吋) 1台台・棚植機(5吋) 1台台・大豆用管理機 1台台・・東用管理機 1台・防除機 (その他)	・経理の一元化をはかるとと もに、組織活動の成熟度に応 じた法人化	・オペレーターの社会保険等への加入	全域

(3)[新規就農者]

営農類型	経営規模	生産方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
①施設野菜	雨よけトマト=20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 パイプルウス トラクター(14 p s) 管理機 動力噴霧機 かん水装置 <その他> トマトは共同選果を行う	2,000㎡ 1台 1台 1台 1式	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳	・家族労働力 = 2名 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	北部
②花き・花木	りんどう = 20a ソリダゴ = 10a 〈経営面積〉 30a	(資本装備) パイパウス トラクター (14 p s) 管理機 動力噴霧機 かん水装置 電照器具 (その他) ソリダゴは共同選花を行う	1,000㎡ 1台 1台 1台 1式 1式	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳	・家族労働力 = 2名 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	北部
③果樹類	ぶどう簡易被覆 (ピオーネ=20a) (シャインマスカット = 20a) =40a 〈経営面積〉 40a	〈資本装備〉 果樹棚 動力噴霧機 バックホー かん水装置 〈その他〉 ぶどうは共同選果を行う	4,000㎡ 1台 1/2台 1式	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳	・家族労働力 = 2名 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	南部
④露地野菜	なす = 10a ほうれんそう = 20a 白ねぎ = 10a 〈経営面積〉 40a	〈資本装備〉 トラクター(14 p s) 管理機 動力噴霧機 かん水装置 <その他> なすは共同選果を行う 白ねぎは共同選果を行う	1台 1台 1台 1式	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳	・家族労働力 = 2名 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	南部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
	ぶどう雨よけハウス =10a 白ねぎ=30a 〈経営面積〉 40a	 (資本装備) ・パイプハウス (1,000㎡) ・灌水装置 一式 ・動力噴霧機 1台 ・トラクター 1台 ・管理機(耕耘・土寄せ) 2台 ・軽トラック 1台 ・運搬車 1台 ・他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・ぶどうは共同選果を行う 	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・ネットを活用した情報発信	・家族経営協定の締結に基づ く役割分担の明確化、給料制 、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者 の確保	北部

別紙1 (第5の1の(1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する 土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、 利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設に用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第4の1 (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)

1 存続期間は1年から10年(農業者

年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。

ただし、利用権を設定する農用地において、栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて1年から10年とすることが相当ではないと認められる場合には、1年から10年と異なる存続期間とすることができる。

- 2 残存期間は、移転される利用権の 残存期間とする。
- 3 農用地利用集積計画においては、

利用権設定等促進事業の実施により 設定(又は移転)される利用権の当事 者が当該利用権の存続期間(又は残 存期間)の中途において解約する権 利を有しない旨を定めるものとす る。

なお、農地中間管理事業による場合は、10年以上となるように努めるものとする。

②借賃の算定基準

- 1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。
- 2 採草放牧地については、その採草

放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。

3 開発して農用地とすることが適当

な土地については、開発後の土地の 借賃の水準、開発費用の負担区分の 割合、通常の生産力を発揮するまで の期間等を総合的に勘案して算出す る。

4 借賃を金銭以外のもので定めよう

とする場合には、その借賃は、それを 金額に換算した額が、上記1から3 までの規定によって算定される額に 相当するよう定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年3月1日付け12 経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。

③借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画 に定める日までに当該年に係る借賃 の金額を一時に支払うものとする。
- 2 1の支払いは、賃貸人の指定する

農業協同組合等の金融機関の口座に 振り込むことにより、その他の場合 は、賃貸人の住所に持参して支払う ものとする。

3 借賃を金銭以外のもので定めた場

合には、原則として毎年一定の期日 までに当該年に係る借賃の支払等を 履行するものとする。

④有益費の償還

1 農用地利用集積計画においては、

利用権設定等促進事業の実施により 利用権の設定(又は移転)を受ける者 は、当該利用権に係る農用地を返還 するに際し民法の規定により当該農 用地の改良のために費やした金額そ の他の有益費について償還を請求す る場合その他法令による権利の行使 である場合を除き、当該利用権の設 定者に対し名目のいかんを問わず、 償還の代償を請求してはならない旨 を定めるものとする。

2 農用地利用集積計画においては、

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
「の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算出する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。		I の③に同じ。この場合において I の ③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃 貸人」とあるのは「委託者(損失がある	I の④に同じ。
	より算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機	場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	
	一様に当たりでは、展業員材員、展業機 一様施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託		
	者の適正な労賃・報酬が確保される ようにするものとする。		

IV 所有権の移転を受ける場合

17 // 日底の分がして入りのか日		
①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎に	農用地利用集積計画に定める所有権の	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部
それぞれ近傍類似の土地の通常の取引	移転の対価の支払期限までに所有権の	の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時
(農地転用のために農地を売却した者	移転を受ける者が所有権の移転を行う	期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部が支払いが行われないと
が、その農地に代わるべき農地の所有	者の指定する農業協同組合等の金融機	きは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法令関係は失効する
権を取得するために高額の対価により	関の口座に振り込むことにより、又は	ものとする。
行う取引その他特殊な事情の下で行わ	所有権の移転を行う者の住所に持参し	
れる取引を除く。)の価額に比準して算	て支払うものとする。	
定される額を基準とし、その生産力等		
を勘案して算定する。		